（別紙５）

申　込　（　見　積　）　書

令和　　年　　月　　日

飯田風越高等学校長　様

申込人

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　飯田風越高等学校自動販売機設置事業者の募集について、募集要領を熟覧し、承諾した上で下記のとおり応募します。

　なお、申込人は、募集要領の応募資格の要件をすべて満たしています。

記

【申 込 物 件】

財産の名称：飯田風越高等学校

所　在　地：飯田市上郷黒田６４６２番地

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 採用順位 | 貸付  物件  番号 | 貸付箇所 | 貸付面積 | 応募価格（貸付料年額） | | | | | | | |
| 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | | 円 |
| １ | １ | 食堂棟入口の一角（正面右） | ２．３１㎡  (１．４０ｍ×１．１０ｍ)  (０．７０ｍ×０．７０ｍ)  (０．４０ｍ×０．７０ｍ) |  |  |  |  |  |  |  | |
| ２ | ２ | 食堂棟入口の一角  （正面中央） | ３．６９㎡  (２．４０ｍ×１．１０ｍ)  (１．５０ｍ×０．７０ｍ) |  |  |  |  |  |  |  | |

注）応募しない物件については、応募価格を空欄としてください。

※１　消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、要領へ記載の計算のとおり見積る金額から当該金額に消費税法及び地方税法に定める率をもって計算した消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額を見積書に記載してください。

※２　契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額のうち、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格とします。

※３　採用順位に係る見積の無効

　　採用者が提出したその後の見積は無効とします。ただし、採用者の他に見積書の提出がない場合及び予定価格以上の有効な見積がない場合は、無効とせず有効なものとします。

（別紙５－２）

申　込　（　見　積　）　書

令和　　年　　月　　日

飯田風越高等学校長　様

申込人

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人住所

　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　飯田風越高等学校自動販売機設置事業者の募集について、募集要領を熟覧し、承諾した上で下記のとおり応募します。また、私が設置事業者に採用された場合には、下記の者に維持管理業務を行わせます。

　なお、申込人及び維持管理者は、募集要領の応募資格の要件をすべて満たしています。

記

【維持管理者となる者】　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

【申 込 物 件】

財産の名称：飯田風越高等学校

所　在　地：飯田市上郷黒田６４６２番地

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 採用順位 | 貸付  物件  番号 | 貸付箇所 | 貸付面積 | 応募価格（貸付料年額） | | | | | | | |
| 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | | 円 |
| １ | １ | 食堂棟入口の一角（正面右） | ２．３１㎡  (１．４０ｍ×１．１０ｍ)  (０．７０ｍ×０．７０ｍ)  (０．４０ｍ×０．７０ｍ) |  |  |  |  |  |  |  | |
| ２ | ２ | 食堂棟入口の一角  （正面中央） | ３．６９㎡  (２．４０ｍ×１．１０ｍ)  (１．５０ｍ×０．７０ｍ) |  |  |  |  |  |  |  | |

注）応募しない物件については、応募価格を空欄としてください。

※１　消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、要領へ記載の計算のとおり見積る金額から当該金額に消費税法及び地方税法に定める率をもって計算した消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額を見積書に記載してください。

※２　契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額のうち、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって決定価格とします。

※３　採用順位に係る見積の無効

　　採用者が提出したその後の見積は無効とします。ただし、採用者の他に見積書の提出がない場合及び予定価格以上の有効な見積がない場合は、無効とせず有効なものとします。